

多久市観光キャラクター「多久翁さん(たくおうさん)」着ぐるみ派遣依頼規程

(趣旨)

第1条 この規程は、多久市観光協会(以下、「協会」という。)、多久市・多久市商工会(以下、「市」という。)の観光、教育の推進及び多久市をPRする為の多久市観光キャラクター「多久翁さん」の着ぐるみ(以下「着ぐるみ」という。)を派遣、依頼する場合の取扱いに関し、必要な事項を定める。

(派遣依頼許可申請)

第2条 着ぐるみを派遣依頼する者は、あらかじめ、着ぐるみ派遣依頼許可申請書(着ぐるみ様式第3号)に必要な書類を添えて、使用10日前までに協会に提出し、その許可を受けなければならない。

(派遣依頼の許可)

第3条 協会は、前条の申請があった場合、その内容が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、着ぐるみの派遣依頼を許可する。

- (1) 協会・市の品位を傷つけ、又はその恐れのあるとき。
- (2) 着ぐるみの正しい使用方法に従って使用されないおそれがあるとき。
- (3) 不当な利益を得るために使用すると認められるとき。
- (4) 法令、公序良俗に反すると認められるとき又は反するおそれのあるとき。
- (5) 特定の個人、政党、宗教団体を支援又は公認しているような誤解を与え、又は与えるおそれのあるとき。
- (6) その他、協会が着ぐるみの派遣について不相当と認めたとき。

2 前項の許可は、着ぐるみ派遣依頼許可書(着ぐるみ様式第4号)をもって行う。

(使用上の遵守事項)

第4条 被許可者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 許可された用途にのみ使用すること。
- (2) 派遣使用期間を厳守すること。
- (3) 派遣時の安全対策を講じること。
- (4) その他、協会が特に付した条件に従って使用すること。

(派遣依頼許可の取消し)

第5条 被許可者が、前条に定める事項を遵守しなかったとき、又はその他この規程に違反したときは、その許可を取り消すとともに、以後の派遣は許可しない。この場合、被許可者に損害が生じても、協会はその責めを負わない。

(協会の責任)

第6条 着ぐるみの派遣により、被許可者が被った被害に対しては、協会は一切その責めを負わない。

(管理及び事務の取扱い)

第7条 着ぐるみの管理及びこの規程に関する事務の取扱いは、協会とする。

(補則)

第8条 この規程に定めるものの他、着ぐるみの使用の取扱いについて必要な事項は、協会が別に定める。

附則

この規程は、平成23年7月7日から施行する。

多久市観光公使に任命される。